

大分大学入学料免除及び徴収猶予選考細則

平成21年4月1日制定

平成21年細則第29号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程（平成16年規程第93号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、入学料の免除及び徴収猶予の許可に係る選考に関し必要な事項を定める。

(家計状況)

第2条 入学料の納付が困難の認定は、次により行う。

- (1) 出願者の属する世帯の総所得金額が収入基準額以下であるとき。
- (2) 次のいずれにも該当する者は、独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で算定する。
 - ア 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - イ 父母等と別居している者
 - ウ 本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- (3) 次の各号の一に該当する者で多額の支出を要する特別な事情があると認められるときは、収入基準額を超える総所得金額であっても収入基準額を超える額が収入基準額の10パーセント以下であるとき。
 - ア 出願者本人が身体障害者である者
 - イ 出願者の属する世帯に長期療養者又は身体障害者がいる者

(入学料免除の学業成績)

第3条 学部に入学者の入学料免除による学業成績優秀の認定は、次の各号により行う。

- (1) 学部に入学者（次号の編入学する者を除く。）については、次のいずれかに該当する者を学業成績優秀な者とする。
 - ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること。
 - イ 入学試験の成績が上位2分の1以上であること。
 - ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
 - エ 申請者が作成し、かつ、提出した学修計画書において、学修の意欲又は目的、人生設計等が確認できること。
- (2) 学部編入学する者については、次のいずれにも該当しない者を学業成績優秀な者とする。
 - ア 編入学の前に在学していた大学等（以下「編入前大学等」という。）において、修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
 - イ 編入前大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。

ウ 編入前大学等における履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

エ 編入前大学等において、次に掲げる事項に係る警告を連続して受けた者

(ア) 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（イに掲げる基準に該当するものを除く。）。

(イ) 成績指標値（GPA）等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。

(ウ) 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（ウに掲げる基準に該当するものを除く。）。

(3) 前二号のいずれにも該当しない者の学業成績については、大分大学学生・留学生支援委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

2 大学院研究科に入学する者の入学料免除による学業成績優秀の認定は、次により行う。

(1) 出身大学における学業成績に基づき、別式1による場合は学業成績の平均値が2.0以上、別式2による場合は学業成績の平均値が3.0以上である者

(2) 母子家庭、生活保護世帯及びこれらに準ずる世帯で経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者に係る学業成績の認定は、別式1による場合は学業成績の平均値が1.8以上、別式2による場合は学業成績の平均値が2.8以上である者

(3) 前二号のいずれにも該当しない者の学業成績については、委員会で審議する。

(入学料免除の申請書類)

第4条 規程第7条に規定する入学料免除申請者が提出する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 入学料免除願（所定様式）

(2) 家庭調書（所定様式）

(3) 所得証明書（所定様式）

(4) 源泉徴収票

給与所得者（年金・恩給を含む。）を対象とし、勤務年数が1年未満の者は、1か月の給与証明書

(5) 確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）

商業、工業、林業及び水産業所得者を対象とする。

(6) 農業所得証明書（所定様式）又は農業所得の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）

農業所得者を対象とする。

(7) その他各申告書等の写し

その他の職業による所得者及び雑所得者を対象とする。

(8) 被災証明書

1年以内に災害を受けた者を対象とする。

(9) 長期療養証明書又は身体障害者手帳の写し

長期療養者又は身体障害者のいる世帯を対象とする。

(10) 独立生計申立書及び健康保険証の写し

独立生計者を対象とする。

(11) その他参考となる証明書

(入学料徴収猶予の申請書類)

第5条 規程第6条に規定する入学料徴収猶予申請者が提出する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 入学料徴収猶予願(所定様式)
- (2) 入学料免除申請に準ずる関係書類

(私費外国人留学生)

第6条 私費外国人留学生の免除の選考は、次のとおりとする。

- (1) 選考の基準は、日本人学生と同様とする。
- (2) 家計状況の認定は、次の書類により認定する。
 - ア 地方入国管理局等に提出した「日本国内における学費及び生活費を証明する資料」及び預金通帳のコピー又は預金残高証明書
 - イ 保証人からの生活の援助が得られない者は、大公使館若しくは領事館発行の証明書又は保証人及び本人連名による申立書
 - ウ 本国から送金を受けている者は、送金(月額、年額等)を証明する書類(送金通知書等)
 - エ 独立生計申立書(私費外国人留学生用)
- (3) 世帯人数及び所得金額の認定は、本人及びわが国に居住し本人と生計を一にしている者のみ取り扱う。
- (4) 学業成績の認定は、原則として第3条の規定による。
- (5) 必要書類を期限後に提出した者の関係書類は、受理しない。

(社会人選抜等による学生)

第7条 社会人選抜、帰国生徒選抜及び編入学試験により入学する学生が提出する申請書類は、第4条及び第5条の規定を準用する。

(入学料免除の選考及び判定)

第8条 入学料免除の選考及び判定は、第2条に規定する家計状況及び第3条に規定する学業成績優秀の認定基準の双方に該当する者を対象とする。

(入学料徴収猶予の選考及び判定)

第9条 入学料徴収猶予の選考及び判定は、第2条に規定する家計状況の認定基準に該当する者を対象とする。

別式1

$$\text{平均値} = \frac{(\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}}$$

(小数第2位を四捨五入)

別式2

$$\text{平均値} = \frac{(\text{Sの単位数} \times 5) + (\text{Aの単位数} \times 4) + (\text{Bの単位数} \times 3) + (\text{Cの単位数} \times 2)}{\text{総修得単位数}}$$

(小数第2位を四捨五入)

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行後、第2条の家計状況の収入基準については、当分の間、文部科学省通知（平成14年12月26日14文科高第664号）を準用する。ただし、申請者の奨学金は総所得金額に含まないこととする。
- 3 大分大学入学料免除及び徴収猶予選考基準（平成16年4月1日制定）、大分大学入学料免除及び徴収猶予選考基準取扱要領（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和2年細則第26号）

この細則は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和2年細則第29号）

- 1 この細則は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学入学料免除及び徴収猶予選考細則の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの細則の施行日までに行われた入学料の免除に係る手続は、この細則による改正後の大分大学入学料免除及び徴収猶予選考細則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年細則第18号）

この細則は、令和3年7月16日から施行する。